

6 東彼杵町条例第 3 号

東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 月 2 3 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例

東彼杵町手数料徴収条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「<u>戸籍証明書</u>」という。）の交付手数料 1通につき 450円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>戸籍法第120条の3第2項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号（以下「<u>戸籍電子証明書提供用識別符号</u>」という。）の発行（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システム（以下「<u>情報提供等記録開示システム</u>」という。）を使用する方法（電子情報処理組織により自動的に特定した戸籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。）に限る。</u>以下この項において「電子情報処理組織を</u></p> | <p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面_____の交付手数料 1通につき 450円</p> <p>(2) (略)</p> <p>[新設]</p> |

使用する方法」という。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍法第120条の3第1項に規定する戸籍電子証明書(以下「戸籍電子証明書」という。)の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)手数料 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下「除籍証明書」という。)の交付手数料 1通につき 750円

(5) (略)

(6) 戸籍法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号(以下「除籍電子証明書提供用識別符号」という。)の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(情報提供等記録開示システムを使用する方法(電子情報処理組織により自動的に特定した除籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。))に限る。以下この項において「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍法第120条の3第1項に規定する除籍電子

(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面_____の交付手数料 1通につき 750円

(4) (略)

[新設]

証明書（以下「除籍電子証明書」という。）の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）手数料 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

(7) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく同法第120条の4第1項に規定する届書等情報（次号において「届書等情報」という。）の内容の証明書の交付手数料 1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）

(8) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき 350円

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(5) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付

手数料 1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）

(6) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧

手数料 書類
1件につき 350円

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(13) (略)
(14) (略)
(15) (略)
(16) (略)
(17) (略)
(18) (略)
(19) (略)
(20) (略)
(21) (略)
(22) (略)
(23) (略)
(24) (略)
(25) (略)
(26) (略)
(27) (略)
(28) (略)
(29) (略)
(30) (略)
(31) (略)

(11) (略)
(12) (略)
(13) (略)
(14) (略)
(15) (略)
(16) (略)
(17) (略)
(18) (略)
(19) (略)
(20) (略)
(21) (略)
(22) (略)
(23) (略)
(24) (略)
(25) (略)
(26) (略)
(27) (略)
(28) (略)
(29) (略)

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。